

## 平成28年度 第3回 松阪市入札等監視委員会 審議概要

開催日時	平成28年10月27日(木) 午後3時30分～午後5時00分
開催場所	松阪市役所 5階特別会議室
出席者 (敬称略)	<p>委員長 楠井 嘉行 (弁護士)</p> <p>副委員長 村田 裕 (名城大学教授)</p> <p>委員 坂本 昇 (税理士)</p> <p>委員 古田 颯子 (司法書士)</p>
事務局	<p>岡野 公共工事適正化担当参事</p> <p>刀根 契約監理課長</p> <p>湯川 調達係長</p> <p>渡邊 契約係長</p>
議題	<p><b>議題1</b></p> <p>入札及び契約の状況報告 (平成28年7月から9月分)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の発注状況について</li> <li>・指名停止措置の運用状況について</li> </ul> <p><b>議題2</b></p> <p>抽出事案の審議 (坂本委員抽出)</p> <p><b>議題3</b></p> <p>随意契約に係る意見聴取について</p> <p><b>その他</b></p> <p>次回開催日程及び抽出委員の選出等について</p>

委 員	事 務 局
<b>●入札及び契約の状況報告</b>	
	<p>・工事の発注状況について</p> <p>第2四半期の入札件数は、総計111件。内訳として工事が85件、委託が24件、中止が2件、前年同期の比較で発注総数は29件の減。契約金額は総計25億6445万8920円で、うち工事が23億6984万5080円、委託が1億9461万3840円。前年比較で計約5000万円の減額。平均落札率は全体が82.93%で内訳は工事84.69%、委託76.72%となっており、工事では1%程の低下があり、主には低入札価格制度の影響。</p>

委 員	事 務 局
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指名停止措置の運用状況について 第1四半期における指名停止の対象は、工事関係で2件3者の指名停止があった。 1件目は、東日本高速道路（株）東北支社発注の東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札参加者に独禁法違反行為があったことが公正取引委員会から発表されたことを受け24か月の指名停止としたもの。 2件目は、東京電力が競争見積等の方法により発注する特定電力保安通信用機器の製造業者に独禁法違反行為があったことが公正取引委員会から発表されたことを受け2者に対し12か月の指名停止としたもの。</li> </ul>
<b>●抽出事案の審議（坂本委員抽出）</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・この四半期における高落札率ならびに入札参加者が少数となった案件に加え、低入札価格調査型の入札経緯と結果について抽出した。あらかじめ事務局に整理を依頼しているので、事務局説明をお願いします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まず、入札参加者5社以下で落札率90%以上の案件は1件。この工事は、本居宣長記念館リニューアルに伴う内装展示工事で、実施設計はプロポーザル方式で選定された業者が行ったもの。本市発注の工事でも展示工事は珍しく、特殊性から同種工事実績を求め、全国に広げて発注したが、結果的には3社の参加となり、落札率も95.93%となったもの。</li> <li>・次に落札率が90%以上となった案件は4件。これらは予定価格算出率が抽選で高い設定となり、いくつかの応札が最低制限価格を下回ったことによる結果のもの。</li> <li>・次に、入札参加者が5社以下となった案件は全体で18件。前年比で件数は減っているが、例年この時期は業者側の手持ち工事も増え、取り分け、採算が取りにくい少額な工事や特殊性のある工事などは、5社未満となるケースが増加する傾向にある。参加少数となっても落札率からして一定の競争性は確保できていると考えている。</li> <li>・次に希望価格型は6件あった。工事の特殊性や専門性から全国発注しても参加者が限</li> </ul>

委 員	事 務 局
<p>・まず、入札参加者が 5 社以下で落札率が 90%以上となった案件で、本居宣長記念館リニューアル展示工事について、この工事は内装仕上げ工事として全国発注されたものの、参加者を見ると市外業者 3 社の参加のみで落札率も 95.93%となっている。あまり馴染みの無い業種であり、競争原理が働かなかったようにも思えるが、入札参加条件等についてどのように考えられていたのか確認したい。</p> <p>・設計内容ならびに金額はどのように算出さ</p>	<p>定されるような案件で、あらかじめ競争性の担保を目的とした希望価格を提示する方式。今回の工事では、配水池の電気計装設備や監視システム、ポンプ工事など特殊性の高い工事で、参加者数はいずれも少数だったが、それぞれ落札率からは、一定の効果が得られたものと考えている。</p> <p>・次に入札中止は 2 件あった。これらはいずれも入札公告期間中において、設計書内容の再度見直しを行うため、担当部署からの依頼により一時中止としたもの。内容の見直しを実施し、後日改めて発注を行っている。</p> <p>・低入札価格調査型については 8 件あった。うち土木一式工事が 7 件、建築一式工事が 1 件。落札率は土木一式が 75%から 77%台で建築一式が 85%台となっている。それぞれの結果からは、低い応札を無効とし高値落札となるような事象はなく一定の効果が見られるが、土木一式工事では多くの応札が積算内訳書の審査基準額付近となっており、案件によっては審査失格が発生している。また、76%付近の落札率が常態化する場合には、長期に亘ってどのような影響を地域業者、建設業界に及ぼすのか、という懸念が出てくる入札結果になってきたとも考えている。</p> <p>・本居宣長記念館は公益財団法人鈴屋遺跡保存会が運営管理しているが、今回の大規模リニューアル実施にあたっては、工事に係る入札契約について教育委員会に依頼があり、本市制度に則り実施したもの。業種は床面や天井、壁面のほかカウンターの造作や映像コンテンツの制作を含めており、内装仕上げ工事としています。また、工事の専門性、特殊性を考慮し、歴史に関する資料を扱う博物館及び資料館の同種工事实績を参加要件とし、地域要件は無しとしたが、要件を満たす業者は全国的にも少数となることは予想しており、結果的にも 3 社参加となった。</p> <p>・本工事の発注にあたっては、事前に本居記</p>

委 員	事 務 局
<p>れているのか。また、通常の工事で設定している最低制限価格を本工事では採用しなかったようだが、その理由は。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計業者が入札参加することで、設計業者のみが施工可能な内容になっていなかったか。あるいは競争性がなくなっていなかったか。</li> <li>・今回の結果については了解した。設計業者が工事にも参加するような案件では、設計段階の契約手法も改めて検討されたい。</li> <li>・次に低入札価格調査型案件について、8件実施のうち、土木工事7件は平均で76.22%となっている。1億円を超える大型土木工事で競争性は十分に認められるものの、市内業者が受注する工事としてこの落札率をどう考えていくのか。検証する時期にあるのではないか。</li> <li>・入札結果からは、低入札基準を下回る業者と85%付近で応札する業者とはっきりしているように思われる。市民にとって競争性が働くことは喜ばしいことではあるが、落札率が80%を下回る状況は、長期的にみると市内業者の疲弊を加速させることにもつながりかねないのでは。</li> <li>・どの入札でも積算内訳の審査基準を下回り、失格となる業者が目立ってきている。この審査基準付近を巡って、各社が応札している状況になっていないか。低入札による契約条件、複数の技術者配置や契約保証金の増額なども全く影響することなく、応札額の平均による失格基準価格も作用していない状況と思われる。落札率85%が適正かどうかは別にしても、落札率引き上げの見直しも必要と思われるが。</li> <li>・入札制度の公正性、公平性、透明性、競争性を阻害することがあってはならないと思</li> </ul>	<p>念館がプロポーザル方式により選定した業者が実施設計をしている。この設計者は今回の工事発注においても入札参加となり得る者であったことから、あえて価格を制限することはせず、応札額の適正化を図ったもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記念館で実施した設計の段階では、後の競争入札を予定し、特別な仕様としない設計を条件としている。他社でも施工可能な仕様となっていることは、3社が参加した結果からもわかる。落札率についてもこの状況下で競争された結果と考えている。</li> <li>・本市低入札調査制度の目的は、最低制限価格制度のもと、不合理な高値落札の多発を機に平成26年11月から導入している。以降これまで、目的効果はあるものの、今年度は競争が激化し、積算内訳の審査基準付近の応札が目立ち、今後、工事情質や長期的な市内業者育成への影響が懸念される状況とも言える。</li> <li>・導入目的として、さらなる競争性を求めているわけではなく、70%台落札の継続を単純には歓迎しない。工事成績は現時点で問題ないものの、業者負担が大きくなる傾向で、長期にこのような状況が続くと、市内業者の疲弊にもつながりかねないと認識している。</li> <li>・この制度導入から2年が経つ中で、審査基準額が応札の目安となっているように思われ、この基準が最低制限価格の様になっている状況。庁内で組織する入札制度研究会でも大きな課題のひとつとして、様々な視点から議論しているところ。</li> <li>・また、制度構築においては情報漏洩などの不正行為ができる環境を作らないことを念頭にこれまで取り組んできた。例えば、先日県内であった事件の報道では、総合評価方式に対し、発注者の評価と裁量が大きく、汚職の温床になる危険性について指摘されてい</li> </ul>

委 員	事 務 局
<p>うが、落札率が70%台となっている現状は、工事品質や建設産業の発展を考慮すると、少し制度内容を再検討していくことが必要と思われる。</p> <p>・本居記念館の工事について再度確認したい。まず、今回の工事とは別に設計だけを記念館で前もって発注したということか。市補助金は両方に入っているのか。</p> <p>・競争性は確保された結果と言えるのか。設計施工を一括で発注することで違う結果となっていたか。</p> <p>・低入札案件の落札率低下について、市内業者の疲弊があるかどうか、起こるかどうか。見極めが難しいと思う。公共工事でも低入札案件とそれ以外の案件、更には民間工事なども合わせて疲弊が心配な状態ということだろうか。</p> <p>・今現在の疲弊は勿論、将来の状況も考える必要がある。公共工事も現政権下であれば大</p>	<p>る。「価格以外の評価をするのは発注者側で、どうしても評価方法などで恣意性が入り込む余地がある」ことや、「行政が保持する秘密や裁量はできるだけ少なくするべき」との、有識者意見も掲載されていた。勿論、総合評価方式のメリットもあるが、今後本市における検討においてもこれらの可能性は引き続きしっかりと意識し、検討していくことが重要と考えている。</p> <p>・設計、工事ともに補助金が充当されている。事前に記念館がプロポーザルで業者選定し実施設計を行っている。その後、今回の工事発注に際して、教育委員会へ執行依頼があり、松阪市で入札契約を行った。</p> <p>・設計内容としては特定の業者のみが施工し得るものにはなっていない。他県の入札実績でも同様の傾向が見受けられたが、展示工事の特性や実績を求める必要性から、多数の参加は見込めない案件。設計施工一括発注であっても、参加者が大きく増えるわけではない。また、一括発注すれば異なる競争性があった可能性は否定しないが、今回依頼が工事入札のみであったという条件の下では、一定の結果が得られたものと考えている。</p> <p>・おそらく先程のご意見は、現時点において疲弊状態が明らかにある、確認できる、という意味ではなかったと認識している。ただ、1億円以上の工事でこの先も低落札率が続くとなると、疲弊の可能性を懸念することも出てくるのかな、というご意見と理解した。これまでのおよそ85%の落札率と、低入札案件の最近の落札率の差は、1億円の工事であれば1千万円ほどの差になる。企業努力により現在の工事成績には影響はみられない。しかし、努力の中に潜在する、下請への影響、将来投資などの悪影響は想定されることかと思う。</p> <p>・他の発注者でも落札率には過去推移がある。県でも随分と落札率が下がった時期があ</p>

委 員	事 務 局
<p>幅に減っている状況でもないのでは。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・落札率の数値は低い様にも見えるが、元の価格自体が高い状況もあるのだろうから、利潤は減るが、直ちに疲弊につながるかどうか。つながらないとも言い切れないが、今の経済状況などからして、つながると言い切れるのがどうか、いずれの内容も十分検討すべきと思う。</li> <li>・少し話は異なり、工事価格の高騰やそれによる入札不調や高落札率の報道は今でもよく見かけるが、例えば資材高騰の影響だとして、一般論として需要と供給の法則、需要が伸びれば供給も増えてくるはずだが、なかなか状況が変わらないのは何故かと思っている。</li> </ul>	<p>り、見直されてきた経緯もある。松阪市はそのような時代もずっと 85%を維持してきたが、この低入札制度により随分と低下したということ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資材高騰、技術者確保などを原因として、工事価格が高騰している場合に、需要と供給のバランス原理もあると思うが、最終的には受注者となる者が資材調達、技術者確保ができるかどうか、現時点で受注可能かどうかの状況が影響するのかもしれない。本市の場合、単価、歩掛等については、特殊なものを除き国県の基準を随時更新し準用しているので、基本的には最新のものとなっている。</li> </ul>
<p>● 随意契約締結に係る意見聴取について</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2 四半期の随意契約のうち4件の対象案件について、資料により説明する。</li> </ul> <p>① 松阪市ホームページリニューアル委託業務及び松阪市ホームページ保守管理委託業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・松阪市のホームページは、導入から5年が経過しつつあり、災害時対応やアクセシビリティなどが課題となっている。これらの解決のため、本年6月1日～15日まで公募型プロポーザル方式による請負業者を募集したところ4社が参加した。平成28年6月23日に一次、6月29日に二次の審査委員会を開催して審査し、リニューアル及び運用業務契約候補が決定した。契約者は、企画提案評価11項目のうち9つの項目で最高得点であり、また、現状の市ホームページの課題を細かく分析しており、「市の顔」にふさわしいデザインの提案、</li> </ul>

委 員	事 務 局
<p><b>委員会としての意見</b></p> <p>・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。</p> <p>.....</p> <p><b>委員会としての意見</b></p> <p>・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。</p> <p>.....</p>	<p>災害発生時の即時対応をはじめ、ドローンによる空中撮影や観光ページの具体案など、リニューアルでより良くしようとする工夫が見られた。加えて、ホームページ閲覧のし易さの基準であるアクセシビリティも、松阪市が求めるAを上回る、AAを満たすとしており、147項目に及ぶCMS等機能要件も全て満たしていた。二次審査の対象としていた価格点は2位であったものの、1位の事業者との差は少なく、総合的に優れた事業者であり随意契約を締結した。</p> <p>.....</p> <p>② 平成28年度里山の森林安全安心対策事業業務委託</p> <p>・里山の森林安全安心対策事業は、森林所有者に代わって全額公費により森林の整備や保全を行い、将来にわたり持続的に森林の公益的機能を発揮させ、災害に強い森林づくり目的としており、市と森林所有者及び認定林業事業体において10年間の「災害に強い森林づくり協定」に基づき事業を実施する。森林所有者の同意を得た森林でなければ事業を実施することができないことから、本委託業務の実施においては、森林整備に関して森林所有者の同意を得ている者と契約をしなければ業務を遂行できないことから随意契約を締結した。</p> <p>.....</p> <p>③ 広域情報ネットワーク幹線利用契約</p> <p>・本契約は、現在契約している広域情報ネットワーク幹線利用の契約終了に伴い更改を行うものである。このネットワークは本庁と各振興局とを結ぶ幹線の内の一つになる。現在、本庁と振興局を結ぶネットワークは、2社と契約しており、2社との契約は障害対策のため、異なるルートで配線している。また、平成29年1月1日の松阪市新ネットワーク基盤において、現行</p>

委 員	事 務 局
<p><b>委員会としての意見</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。</li> </ul> <p>.....</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事延長はどのくらいの工事か。必要以上に長い区間の工事を行うことはないか。</li> <li>・ 設計金額はどのように算出されているのか。特殊工事でJR側の積算によるものか。</li> <li>・ 契約金額はどの程度か。設計金額が適正であれば問題ないことだが。</li> </ul> <p><b>委員会としての意見</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。</li> </ul>	<p>の回線業者とネットワーク構築業者との間で、ネットワーク基盤移行にあたっての調整を行っているため、現行の回線業者以外ではネットワーク基盤の移行対応が行えないことから随意契約を締結した。</p> <p>.....</p> <p>④ 第28-5号上川町配水管軌道横断工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本工事はJRの軌道下を通る上水道基幹管路の推進工であり、直接軌道に影響する工事であるため、施工業者の選定にはJR東海からの条件が付されている。施工業者はJR東海営業線内での土木工事、軌道保守に精通した業者であり、施工に際してはJR東海が認定する軌道工事管理者及び列車見張員を専属配置等が必要となる。また、軌道沈下など不測の事態への対応を考慮し、県内業者であることも必須条件となる。これら条件を満たす業者が1社であることから随意契約を締結することとした。尚、過去にも同種工事の実績を有しており履行の担保は十分と判断できるものである。</li> <li>・ 軌道下の部分は30m程度だと思ふ。工事自体はその前後も含むものであるが、必要部分の工事である。軌道下部分の工事に条件が付される。</li> <li>・ 軌道下を通過しますが、工事自体は特種なものというわけではなく、通常の基準単価等での設計積算となる。</li> <li>・ 設計積算は上水道建設課が基準単価等を使用していることから適正と言える。また契約締結にあたっては交渉等も踏まえ、請負率90%程度の契約締結となっている。</li> </ul>

委 員	事 務 局
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 随意契約については、どうしても必要な状況があることは理解できるが、契約金額の検証が重要である。今回の工事の様な設計金額、基準単価等があればまだ良いが、見積によらざるを得ない案件も少なくない。しっかりとした検証、交渉を行う必要がある。</li> <li>・ 清掃工場の例の様に、可能なものは当初一括で競争する方法を検討すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設備であれシステムであれ、当初導入している既存設備との関連性により、その後のメンテナンス等が随意契約になるような案件は、当初導入の段階で複数年の一括発注ができないか引き続き確認していく。また、契約金額の妥当性については、基準単価や類似案件、複数見積等、案件により可能な方法で適正性を検証していきたい。</li> </ul>
<p>● 次回開催日程及び抽出委員の選出</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次回開催日を平成 29 年 1 月 23 日（月）の 15：30 からとし、抽出委員は楠井委員長とする。</li> </ul>	